

個人情報保護委員会（第207回）議事概要

- 1 日時：令和4年5月25日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、
石田参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
大島委員から「本基本原則は、今年4月の新たな基本方針で規定されたとおり、委員会が個人情報保護制度の司令塔として、各府省等による個別の政策等の企画立案や実施等において発揮する総合調整機能において、重要なものと理解している。各府省等に対して、本基本原則を適時適切に共有するとともに、本基本原則にのっとり、各府省等への情報提供や助言等による連携・協力を進めていただきたい。こうしたことにより、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われることへの信頼の基礎を築き、国民の安心・安全を確保するという委員会の組織理念が、政府全体を通じて実践できるよう、取り組んでいただきたい」旨の発言があった。
原案のとおり決定し、必要な手続を進めることとなった。
 - (2) 議題2：デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に係る意見聴取について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
丹野委員長から「議題1で決定した『個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則』については、各省庁等との密接な連携協力を推進することにより、政府全体の計画にその趣旨が反映されるものと認識している。本議題における委員会の意見表明が、まさにその端緒となるものと考えている」旨の発言があった。
原案のとおり決定され、必要な手続を進めることとなった。
本議題については、当該重点計画（案）が閣議決定前のものであることから、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

(3) 議題3：法務省（戸籍関係情報の提供等及びオンラインによる戸籍電子証明書等の提供等に関する事務）の全項目評価書について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「番号法では、委員会が、特定個人情報ではない戸籍関係情報作成用情報の監督等を行うといった規定を設けており、今般の審議及び承認は当該規定に定められた責務の一環として行っている。法務省の戸籍関係情報等に係る事務の保護評価書の審査は今回で2回目だが、前回承認した事務では、法務省が個人番号そのものを保有せず、情報提供用個人識別符号と身分関係情報を紐付けた特定個人情報ファイルによって情報連携を行うシステム設計としたところである。今般の審議対象である事務においても、個人番号そのものを保有せず、かつ戸籍情報と特定個人情報が直接結び付かないシステム設計としている。行政のデジタル化の推進の大前提となる特定個人情報等の重要な情報の取扱いに対する国民の信頼の確保のために、引き続き保護評価書の承認や監督等を行うことで、特定個人情報のみならず戸籍関係情報作成用情報についても適切な取扱いを確保することが重要である」旨の発言があった。

本評価書は承認され、法務省に対し、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

以上